

# 熊本県保険医協会 F A X 情報（その 13）

## 【被災者の一部負担金の支払い猶予・免除の取扱いの延長等について】

熊本地震の被災者に係る医療保険（市町村国保・後期高齢者医療）の一部負担金の猶予・免除の延長等に関する事務連絡が厚労省から出されましたので、お知らせいたします。

なお、「協会けんぽ」の取扱いにつきましても同様である旨、協会けんぽ熊本支部に確認済みです。免除証明書発行の具体的な手続き等につきましては、協会けんぽ熊本支部（TEL:096-340-0260）までお問い合わせください。

【厚労省HP 平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金の取扱いについて（その 9）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122598.html>

### 1. 平成 28 年 8 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの猶予・免除の取扱い

7 月末までの取扱いがそのまま延長されますので、以下の【参考】に該当される場合は猶予・免除証明書がなくても窓口負担での一部負担金等を受け取る必要はありません。

#### 【参考】被災者の一部負担金の支払い猶予・免除の取扱い

次の（1）（2）の両方に該当する方は、**平成 28 年 9 月末まで**に行われた診療・調剤・訪問看護について、一部負担金の支払いが猶予・免除されます。

- （1）熊本地震に係る災害救助法の適用地域の住民の方で、次の保険者に加入されている方
  - ① 熊本県全域の市町村国保及び熊本県後期高齢者医療
  - ② 協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合等の一部の健康保険組合等  
（詳細は、厚労省HP「平成 28 年熊本地震関連情報」における「熊本地震で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。）
- （2）以下のいずれかに該当する旨を申し出た方
  - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
  - ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

### 2. 平成 28 年 10 月 1 日以降の猶予・免除の取扱い

窓口での一部負担金等の支払いを猶予・免除する際には、保険者が発行する猶予・免除証明書の確認が必要となります。

- ※ 一部負担金の免除措置は、免除対象者が**平成 29 年 2 月 28 日までの間に受けた療養について適用されます。**
- ※ 猶予・免除証明書の発行に関しては、各保険者へお問い合わせいただくよう周知ください。
- ※ 入院時食事療養費・生活療養費に係る標準負担額については、猶予・免除の対象外とされており、これまでどおり徴収することとされています。
- ※ 一部負担金の支払い猶予・免除に該当する場合は、医療費の 10 割をレセプト請求します。
- ※ 介護保険の利用料についても、同様の免除措置があります。

### 3. 保険証の確認が必要となります

現在、被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）等、加入している医療保険者が分かる情報を確認することにより、保険診療として取り扱うこととなっていますが、**平成 28 年 10 月 1 日からは、保険診療として取り扱う際には、原則として通常どおり被保険者証等の確認が必要となります。**